資料４

平成27年度　**補助金名：更生保護女性会運営補助金**　評価表　NO.　13

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課				
事務事業名	社会福祉管理運営費				
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、更生保護女性会運営補助金交付要領				
補助経過年数	２１年以上				
平成27年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
	100 千円	0 千円	0 千円	100 千円	

	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	総会、研修会、更生保護思想の普及活動の項目、回数及び参加者数		平成３２年度
成果指標②			

補助対象者	川内更生保護女性会及び入来更生保護女性会
補助対象経費	①　組織の運営に要する経費(役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く) ②　更生保護思想の普及、犯罪予防に要する経費(食糧費を除く)
補助対象事業・活動の内容	①　研修事業等の実施 ②　会員の資質向上及び更生保護女性会の健全な運営 ③　更生保護意識の啓発及び犯罪の予防
	分類　☑ 運営補助のみ　☐ 事業補助のみ　☐ 運営補助と事業補助の両方　☐ その他
補助金額又は補助率	対象経費の合計額に３分の２を乗じて得た額（その額に1,000未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）以内とする。
上記項目の積算方法	補助対象以内の額。

補助を受ける事業（団体）等の過去3ヵ年の決算状況

項目			平成24年度 金額（円）	平成24年度 割合（%）	平成25年度 金額（円）	平成25年度 割合（%）	平成26年度 金額（円）	平成26年度 割合（%）
収入	自己資金		803,741	76.9%	786,249	80.1%	880,612	85.8%
		会費収入	247,000	23.6%	225,000	22.9%	226,000	22.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	556,741	53.3%	561,249	57.2%	654,612	63.8%
	市補助金		100,000	9.6%	100,000	10.2%	100,000	9.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（前年度繰越金）		141,595	13.5%	95,613	9.7%	46,196	4.5%
	計		1,045,336	100.0%	981,862	100.0%	1,026,808	100.0%
支出	事業費			0.0%		0.0%		0.0%
	人件費			0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費		949,723	90.9%	935,666	95.3%	909,787	88.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（翌年度繰越金）		95,613	9.1%	46,196	4.7%	117,021	11.4%
	計		1,045,336	100.0%	981,862	100.0%	1,026,808	100.0%
支出計/前年度支出計					93.9%		104.6%	
自己資金/前年度自己資金					97.8%		112.0%	
翌年度繰越金/市補助金			95.6%		46.2%		117.0%	
交付件数			２件		２件		２件	
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								

特記すべき事項等	【前回評価】平成２４年度「見直し」：多額の繰越金が発生しているため、対策を講ずるべき。 【その他】女性の立場で犯罪防止及び犯罪を犯した者の自立更生に理解を得るため、会員一丸となって寄与されている。 このような活動に参加・理解する人々が増えることが、明るい社会づくりに期待される。

〈補助金の視点別評価〉　　【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項　　目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	犯罪のない明るい社会づくりに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①　特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②　社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	犯罪防止及び犯罪者の自立厚生に理解を求める活動を行うことにより、明るい社会づくりに貢献しており必要な団体である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	近年の希薄な社会環境の中、市民のニーズには合致している。
適格性及び妥当性	①　補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	ボランティア的な要素が強く、市が直接行うより適当である。
	②　補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	活動内容からみて、適当と思われる。
	③　補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	営利目的の団体ではないため、半永続的な補助になる。
	④　当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	特になし。
	⑤　特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	ボランティア的な団体であることから妥当である。
	⑥　補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助目的に合致し妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果

≪今後の改革の方向性≫

☐ 現状のまま継続
☑ 見直しの上で継続
⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合
☐ 補助内容の改善 ☑ 縮小 ☐ 移管
☐ 休止
☐ 廃止

≪上記方向の理由≫

平成２８～３０年度を縮小・削減時期とし、当補助金の事業内容を精査し、補助額の見直しを行うとする財政運営プログラム方針に則り、縮小する。

≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫

効率的な運営に取り組んでいただく。

外部評価結果

≪視点別評価≫

公益性	⇒	□高い	□低い
必要性	⇒	□高い	□低い
有効性	⇒	□高い	□低い
適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い

≪今後の改革の方向性≫

☐ 現状のまま継続
☐ 見直しの上で継続
⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合
☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管
☐ 休止
☐ 廃止

≪まとめ≫

更生保護女性会運営補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は，薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき，及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成１８年薩摩川内市条例第４０号。以下「条例」という。）を実施するため，薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成１９年薩摩川内市告示第９９号）第２条の表に掲げる更生保護女性会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第２条　更生保護女性会運営補助金に係る補助事業等は，組織の円滑な運営と会員の資質向上を図ることによる更生保護思想の普及と犯罪予防に寄与するものでなければならない。

（補助金の額）

第３条　更生保護女性会運営補助金の額は，次条に定める経費の合計額に３分の２を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）以内とする。

（補助対象経費）

第４条　更生保護女性会運営補助金は，次の各号に掲げる経費について交付する。

(1)　組織の運営に要する経費（役員報酬，交際費，食糧費，慶弔費，負担金及び積立金を除く。）

(2)　更生保護思想の普及，犯罪予防に要する経費（食糧費を除く）

（交付の申請）

第５条　更生保護女性会運営補助金の交付の申請に係る規則第５条の市長が別に指定する日は，毎年５月３１日とする。

（交付の基準）

第６条　更生保護女性会運営補助金の交付の決定は，次の各号のいずれかに該当する場合には，これを行わない。

(1)　当該補助事業等が第２条の要件を満たさない場合

(2)　前各号に掲げる場合のほか，更生保護女性会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第７条　更生保護女性会運営補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は，次の各号に掲げるものとする。

(1)　当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2)　前号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第８条　更生保護女性会運営補助金の効果（条例第４条第２項第１号の効果をいう。）は，総会，研修会，更生保護思想の普及活動の項目，回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第９条　更生保護女性会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附　則

１　この要領は，平成１９年４月１日から施行する。

２　更生保護女性会運営補助金に係る条例第４条第１項の規定による見直しについては，平成１９年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成２０年度において所要の措置を講ずるものとする。